

公立大学法人金沢美術工芸大学が行う出資等に係る不要財産の納付に関する意見について

## 1 趣旨

公立大学法人金沢美術工芸大学は令和5年10月に新校舎に移転することから、法人化時に金沢市から権利承継した出資財産である既存の土地及び建物等が不要となるため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の2第1項の規定に基づき、同大学から金沢市長あて不要財産の納付の認可について申請がありました。

金沢市長がこの認可をしようとするときは、同条第5項の規定に基づき、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされていることから、審議事項としてお諮りするものです。

## 2 出資等に係る不要財産の概要

別紙1のとおり

## 3 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

金沢美術工芸大学移転整備基本計画に基づく新校舎等の整備に伴い、既存の土地及び建物等が不要となるため。

## 4 納付の相手方

金沢市

## 5 申請書

別紙2のとおり

## 6 意見書（案）

別紙3のとおり

## 7 今後のスケジュール

7月27日 令和5年度第3回金沢市公立大学法人評価委員会

9月 令和5年度金沢市議会9月定例会に議案上程

- ・不要財産納付の認可

- ・財産の出資

- ・定款の変更

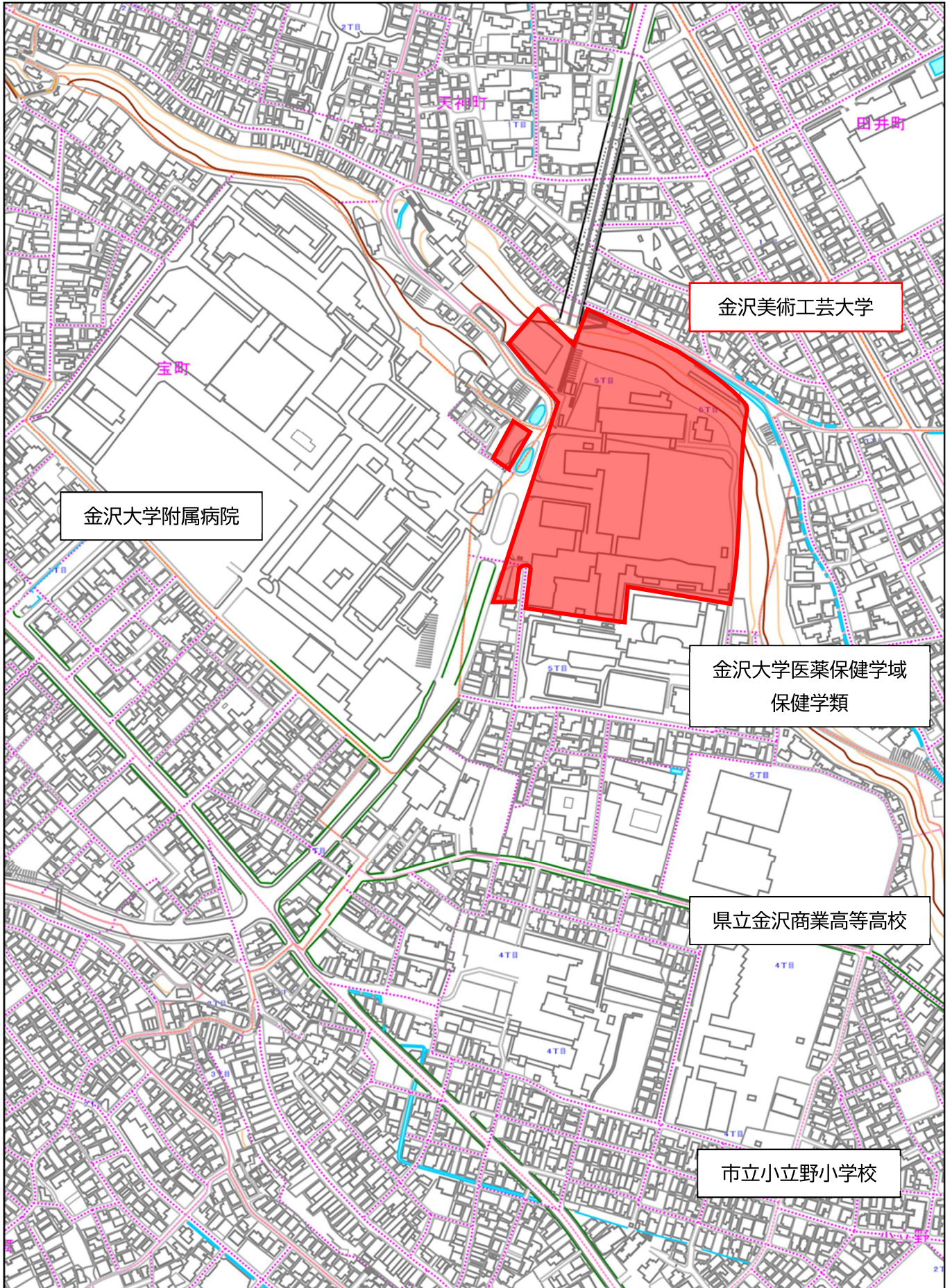
石川県へ定款変更の認可申請

10月1日 定款変更



出資等に係る不要財産の概要

位置図



# 不要財産の明細

## 1 土地

所在	面積 (㎡)	取得の日における 帳簿価格 (円)	申請の日における 帳簿価格 (円)	不要財産の取得に係る 出資又は支出の額 (円)	その他の内容	納付予定時期
金沢市宝町24番 1	652.95	39,500,000	39,500,000	39,500,000	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番 1	51,390.04	1,089,999,995	1,089,999,995	1,089,999,995	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番14	1213.91	1	1	1	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番16	124.19	1	1	1	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番17	763.38	1	1	1	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番18	68.25	1	1	1	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番19	37.71	1	1	1	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番8	341.86	24,800,000	24,800,000	24,800,000	校舎用地	令和5年10月1日
		1,154,300,000	1,154,300,000	1,154,300,000		

## 2 建物

種別		延床面積 (㎡)	取得の日における 帳簿価格 (円)	申請の日における 帳簿価格 (円)	不要財産の取得に係る 出資又は支出の額 (円)	その他の内容	納付予定時期
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建	8890.83	338,000,000	1	338,000,000	本館棟	令和5年10月1日
図書館	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 3 階建	2181.46	524,000,000	1	524,000,000	図書館棟	令和5年10月1日
体育館・実習室	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	3931.89	57,800,000	1	57,800,000	体育館棟	令和5年10月1日
研修所	木造かわらぶき 2 階建	261.98	5,760,000	1	5,760,000	研修棟	令和5年10月1日
作業場	鉄骨造スレートぶき平家建	306.5	8,330,000	1	8,330,000	石彫棟	令和5年10月1日
物置	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建	21.97	5,270,000	3,036,080	5,270,000	物置	令和5年10月1日
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	3562.57	398,000,000	222,610,292	398,000,000	工芸実習棟	令和5年10月1日
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	3428.46	144,000,000	33,339,996	144,000,000	大学院棟	令和5年10月1日
校舎・講堂	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 5 階建	4695.03	396,000,000	176,156,688	396,000,000	研究所棟・講堂	令和5年10月1日

## 3 建物附属設備

種別		延床面積 (㎡)	取得の日における 帳簿価格 (円)	申請の日における 帳簿価格 (円)	不要財産の取得に係る 出資又は支出の額 (円)	その他の内容	納付予定時期
車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	44	1,690,000	1	1,690,000		令和5年10月1日
燃料庫	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	9	501,000	1	501,000		令和5年10月1日
物置	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	31.2	3,260,000	1,158,524	3,260,000		令和5年10月1日
機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	31.5	3,940,000	2,203,876	3,940,000		令和5年10月1日
倉庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	7.5	488,000	178,652	488,000		令和5年10月1日
作業場	木造かわらぶき平家建	13.24	1,380,000	1	1,380,000		令和5年10月1日
倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建	116.78	6,150,000	1,687,776	6,150,000		令和5年10月1日
			17,409,000	5,228,831	17,409,000		



発金美第 381 号  
令和 5 年 6 月 30 日

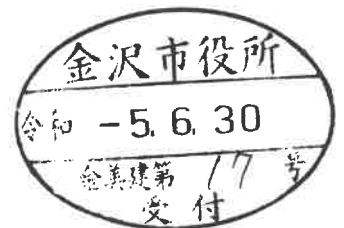
金沢市長 村山 卓 様

公立大学法人金沢美術工芸  
理事長 山崎 剛



出資等に係る不要財産の納付について（申請）

このことについて、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 42 条の 2 第 1 項及び地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請します。



1 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

別表のとおり

2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

金沢美術工芸大学移転整備基本計画に基づく新校舎等の整備に伴い、既存の土地及び建物等が不要となるため

3 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

別表のとおり

4 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

別表のとおり

5 現物による出資等団体への納付の予定時期

別表のとおり

6 その他必要な事項

なし

## 【別添】

## 1 土地

所在	面積 (㎡)	取得の日における 帳簿価格 (円)	申請の日における 帳簿価格 (円)	不要財産の取得に係る 出資又は支出の額 (円)	その他の内容	納付予定時期
金沢市宝町24番1	652.95	39,500,000	39,500,000	39,500,000	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番1	51,390.04	1,089,999,995	1,089,999,995	1,089,999,995	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番14	1213.91	1	1	1	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番16	124.19	1	1	1	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番17	763.38	1	1	1	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番18	68.25	1	1	1	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番19	37.71	1	1	1	校舎用地	令和5年10月1日
金沢市小立野5丁目127番8	341.86	24,800,000	24,800,000	24,800,000	校舎用地	令和5年10月1日
		1,154,300,000	1,154,300,000	1,154,300,000		

## 2 建物

種別		延床面積 (㎡)	取得の日における 帳簿価格 (円)	申請の日における 帳簿価格 (円)	不要財産の取得に係る 出資又は支出の額 (円)	その他の内容	納付予定時期
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	8890.83	338,000,000	1	338,000,000	本館棟	令和5年10月1日
図書館	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建	2181.46	524,000,000	1	524,000,000	図書館棟	令和5年10月1日
体育館・実習室	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	3931.89	57,800,000	1	57,800,000	体育館棟	令和5年10月1日
研修所	木造かわらぶき2階建	261.98	5,760,000	1	5,760,000	研修棟	令和5年10月1日
作業場	鉄骨造スレートぶき平家建	306.5	8,330,000	1	8,330,000	石彫棟	令和5年10月1日
物置	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建	21.97	5,270,000	3,036,080	5,270,000	物置	令和5年10月1日
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	3562.57	398,000,000	222,610,292	398,000,000	工芸実習棟	令和5年10月1日
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	3428.46	144,000,000	33,339,996	144,000,000	大学院棟	令和5年10月1日
校舎・講堂	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建	4695.03	396,000,000	176,156,688	396,000,000	研究所棟・講堂	令和5年10月1日
			1,877,160,000	435,143,061	1,877,160,000		

## 3 建物附属設備

種別		延床面積 (㎡)	取得の日における 帳簿価格 (円)	申請の日における 帳簿価格 (円)	不要財産の取得に係る 出資又は支出の額 (円)	その他の内容	納付予定時期
車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	44	1,690,000	1	1,690,000		令和5年10月1日
燃料庫	コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	9	501,000	1	501,000		令和5年10月1日
物置	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	31.2	3,260,000	1,158,524	3,260,000		令和5年10月1日
機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	31.5	3,940,000	2,203,876	3,940,000		令和5年10月1日
倉庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	7.5	488,000	178,652	488,000		令和5年10月1日
作業場	木造かわらぶき平家建	13.24	1,380,000	1	1,380,000		令和5年10月1日
倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	116.78	6,150,000	1,687,776	6,150,000		令和5年10月1日
			17,409,000	5,228,831	17,409,000		

令和 5 年 7 月 日

金沢市長 村山 卓 様

金沢市公立大学法人評価委員会  
委員長 三浦 要

### 意見書（案）

公立大学法人金沢美術工芸大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 42 条の 2 第 5 項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりである。

#### 記

法第 42 条の 2 第 1 項に規定する不要財産の納付の認可については、意見はない。

(参考) 根拠法令

## ○地方独立行政法人法

### (財産的基礎)

**第六条** 地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

- 2 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資することができない。
- 3 設立団体（地方独立行政法人を設立する一又は二以上の地方公共団体をいう。以下同じ。）は、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。
- 5 地方独立行政法人に出資される財産のうち金銭以外のものの価額は、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が評価した価額とする。
- 6 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

### (出資等に係る不要財産の納付等)

**第四十二条の二** 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。
- 3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。
- 4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。
- 5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。



## ○地方独立行政法人法施行令

### (出資等に係る不要財産の出資等団体への納付)

**第八条** 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産(法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下この章において同じ。)の出資等団体(法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下この章において同じ。)への納付(第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。)について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

一 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容

二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

三 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額)

四 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

五 現物による出資等団体への納付の予定時期

六 その他必要な事項

2 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の認可を受けたときは、設立団体の長の指定する期日までに、出資等団体に、当該出資等に係る不要財産を納付するものとする。